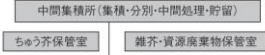
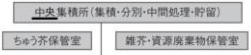


巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正																																																
上	94	3.1.3	側注 ◎典型7公害	公害対策基本法, 環境基本法で公害として定義...	環境基本法, (旧公害対策基本法)で公害として定義...																																																
上	112	3.2.5	表3-2-5(1)	<p>正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表3-2-5(1) 建築士法による資格</th> </tr> <tr> <th>資格</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級 建 築 士</td> <td>建築士法に定められた資格であり, 国土交通大臣の免許を受け1級建築士の名を用いて建築物の設計, 工事監理等の業務を行う者。1級建築士でなければ設計または工事監理できない建築物が定められている。</td> </tr> <tr> <td>2 級 建 築 士</td> <td>建築士法に基づき都道府県知事の免許を受けて得られる資格。一定限度以下の建築物の設計, 監理等を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	表3-2-5(1) 建築士法による資格		資格	内容	1 級 建 築 士	建築士法に定められた資格であり, 国土交通大臣の免許を受け1級建築士の名を用いて建築物の設計, 工事監理等の業務を行う者。1級建築士でなければ設計または工事監理できない建築物が定められている。	2 級 建 築 士	建築士法に基づき都道府県知事の免許を受けて得られる資格。一定限度以下の建築物の設計, 監理等を行う。																																									
表3-2-5(1) 建築士法による資格																																																					
資格	内容																																																				
1 級 建 築 士	建築士法に定められた資格であり, 国土交通大臣の免許を受け1級建築士の名を用いて建築物の設計, 工事監理等の業務を行う者。1級建築士でなければ設計または工事監理できない建築物が定められている。																																																				
2 級 建 築 士	建築士法に基づき都道府県知事の免許を受けて得られる資格。一定限度以下の建築物の設計, 監理等を行う。																																																				
上	139	3.4.1	側注 ◎複層ガラス	2枚の板ガラスを一定の間隔を保って...	2枚以上の板ガラスを一定の間隔を保って...																																																
上	189	3.6.1	側注※	※建築基準法施行令第126条6項	※建築基準法施行令第126条の6																																																
上	220	3.7.1	下から19行目	線橋, プラットホームの上屋, 貯蔵槽, その他...	線橋, プラットホームの上家, 貯蔵槽, その他...																																																
上	280	4.3.1	下から8~7行目	労働安全衛生法に基づく厚生労働省令である酸素欠乏症防止規則(酸欠則)では,	労働安全衛生法に基づく厚生労働省令である酸素欠乏症防止規則(酸欠則)では,																																																
上	287	4.3.1	表4-3-1(11)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>VOCs</th> <th>室内濃度指針値</th> <th>(公社)日本産業衛生学会許容濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トルエン</td> <td>0.07ppm</td> <td>50ppm</td> </tr> </tbody> </table>	VOCs	室内濃度指針値	(公社)日本産業衛生学会許容濃度	トルエン	0.07ppm	50ppm	<table border="1"> <thead> <tr> <th>VOCs</th> <th>室内濃度指針値</th> <th>(公社)日本産業衛生学会許容濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トルエン</td> <td>0.07ppm</td> <td>50ppm</td> </tr> </tbody> </table>	VOCs	室内濃度指針値	(公社)日本産業衛生学会許容濃度	トルエン	0.07ppm	50ppm																																				
VOCs	室内濃度指針値	(公社)日本産業衛生学会許容濃度																																																			
トルエン	0.07ppm	50ppm																																																			
VOCs	室内濃度指針値	(公社)日本産業衛生学会許容濃度																																																			
トルエン	0.07ppm	50ppm																																																			
上	342	4.8.2	分類4類へ疾患名「ジカウイルス感染症」の追加及び追加に伴う番号の変更	<p>正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>4 類</th> <th>全数を直ちに届出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1)E型肝炎</td><td>(23)東部ウマ脳炎</td></tr> <tr><td>(2)ウエストナイル熱</td><td>(24)鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)</td></tr> <tr><td>(3)A型肝炎</td><td>(25)ニパウイルス感染症</td></tr> <tr><td>(4)エキノコックス症</td><td>(26)日本紅斑熱</td></tr> <tr><td>(5)黄熱</td><td>(27)日本脳炎</td></tr> <tr><td>(6)オウム病</td><td>(28)ハンタウイルス肺症候群</td></tr> <tr><td>(7)オムスク出血熱</td><td>(29)Bウイルス病</td></tr> <tr><td>(8)回帰熱</td><td>(30)鼻疽</td></tr> <tr><td>(9)キャサスル森林病</td><td>(31)ブルセラ症</td></tr> <tr><td>(10)Q熱</td><td>(32)ヘンセラウマ脳炎</td></tr> <tr><td>(11)狂犬病</td><td>(33)ヘントウイルス感染症</td></tr> <tr><td>(12)コクシジオイデス症</td><td>(34)発しんチフス</td></tr> <tr><td>(13)サル痘</td><td>(35)ボリノス症</td></tr> <tr><td>(14)ジカウイルス感染症</td><td>(36)マラリア</td></tr> <tr><td>(15)重症熱性血小板減少症候群(フレボウイルス属SFTSウイルス)</td><td>(37)野兔病</td></tr> <tr><td>(16)腎症候性出血熱</td><td>(38)ライム病</td></tr> <tr><td>(17)西部ウマ脳炎</td><td>(39)リッサウイルス感染症</td></tr> <tr><td>(18)ダニ媒介脳炎</td><td>(40)リフトバレー熱</td></tr> <tr><td>(19)炭疽</td><td>(41)類鼻疽</td></tr> <tr><td>(20)チクングニア熱</td><td>(42)レンジオネラ症</td></tr> <tr><td>(21)つつが虫病</td><td>(43)レプトスピラ症</td></tr> <tr><td>(22)デング熱</td><td>(44)ロッキー山紅斑熱</td></tr> </tbody> </table>	4 類	全数を直ちに届出	(1)E型肝炎	(23)東部ウマ脳炎	(2)ウエストナイル熱	(24)鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)	(3)A型肝炎	(25)ニパウイルス感染症	(4)エキノコックス症	(26)日本紅斑熱	(5)黄熱	(27)日本脳炎	(6)オウム病	(28)ハンタウイルス肺症候群	(7)オムスク出血熱	(29)Bウイルス病	(8)回帰熱	(30)鼻疽	(9)キャサスル森林病	(31)ブルセラ症	(10)Q熱	(32)ヘンセラウマ脳炎	(11)狂犬病	(33)ヘントウイルス感染症	(12)コクシジオイデス症	(34)発しんチフス	(13)サル痘	(35)ボリノス症	(14)ジカウイルス感染症	(36)マラリア	(15)重症熱性血小板減少症候群(フレボウイルス属SFTSウイルス)	(37)野兔病	(16)腎症候性出血熱	(38)ライム病	(17)西部ウマ脳炎	(39)リッサウイルス感染症	(18)ダニ媒介脳炎	(40)リフトバレー熱	(19)炭疽	(41)類鼻疽	(20)チクングニア熱	(42)レンジオネラ症	(21)つつが虫病	(43)レプトスピラ症	(22)デング熱	(44)ロッキー山紅斑熱			
4 類	全数を直ちに届出																																																				
(1)E型肝炎	(23)東部ウマ脳炎																																																				
(2)ウエストナイル熱	(24)鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)																																																				
(3)A型肝炎	(25)ニパウイルス感染症																																																				
(4)エキノコックス症	(26)日本紅斑熱																																																				
(5)黄熱	(27)日本脳炎																																																				
(6)オウム病	(28)ハンタウイルス肺症候群																																																				
(7)オムスク出血熱	(29)Bウイルス病																																																				
(8)回帰熱	(30)鼻疽																																																				
(9)キャサスル森林病	(31)ブルセラ症																																																				
(10)Q熱	(32)ヘンセラウマ脳炎																																																				
(11)狂犬病	(33)ヘントウイルス感染症																																																				
(12)コクシジオイデス症	(34)発しんチフス																																																				
(13)サル痘	(35)ボリノス症																																																				
(14)ジカウイルス感染症	(36)マラリア																																																				
(15)重症熱性血小板減少症候群(フレボウイルス属SFTSウイルス)	(37)野兔病																																																				
(16)腎症候性出血熱	(38)ライム病																																																				
(17)西部ウマ脳炎	(39)リッサウイルス感染症																																																				
(18)ダニ媒介脳炎	(40)リフトバレー熱																																																				
(19)炭疽	(41)類鼻疽																																																				
(20)チクングニア熱	(42)レンジオネラ症																																																				
(21)つつが虫病	(43)レプトスピラ症																																																				
(22)デング熱	(44)ロッキー山紅斑熱																																																				
上	342	4.8.2	分類5類における届出基準の変更	<p>正</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>(1)アメーバ赤痢</td><td>(12)侵襲性肺炎球菌感染症</td></tr> <tr><td>(2)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)</td><td>(13)水痘(入院例に限る)</td></tr> <tr><td>(3)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症</td><td>(14)先天性風しん症候群</td></tr> <tr><td>(4)急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ヘンセラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)</td><td>(15)梅毒</td></tr> <tr><td>(5)クリプトスポリジウム症</td><td>(16)播種性クリプトコックス症</td></tr> <tr><td>(6)クロイツフェルト・ヤコブ病</td><td>(17)破傷風</td></tr> <tr><td>(7)劇症型溶血性レンサ球菌感染症</td><td>(18)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症</td></tr> <tr><td>(8)後天性免疫不全症候群</td><td>(19)バンコマイシン耐性腸球菌感染症</td></tr> <tr><td>(9)ジアルジア症</td><td>(20)風しん</td></tr> <tr><td>(10)侵襲性インフルエンザ菌感染症</td><td>(21)麻しん</td></tr> <tr><td>(11)侵襲性髄膜炎菌感染症</td><td>(22)薬剤耐性アシネトバクター感染症</td></tr> </tbody> </table> <p>侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻しんは直ちに届出 その他の感染症は7日以内に(風しんはできるだけ早く)届出</p>	(1)アメーバ赤痢	(12)侵襲性肺炎球菌感染症	(2)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	(13)水痘(入院例に限る)	(3)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	(14)先天性風しん症候群	(4)急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ヘンセラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)	(15)梅毒	(5)クリプトスポリジウム症	(16)播種性クリプトコックス症	(6)クロイツフェルト・ヤコブ病	(17)破傷風	(7)劇症型溶血性レンサ球菌感染症	(18)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	(8)後天性免疫不全症候群	(19)バンコマイシン耐性腸球菌感染症	(9)ジアルジア症	(20)風しん	(10)侵襲性インフルエンザ菌感染症	(21)麻しん	(11)侵襲性髄膜炎菌感染症	(22)薬剤耐性アシネトバクター感染症																											
(1)アメーバ赤痢	(12)侵襲性肺炎球菌感染症																																																				
(2)ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	(13)水痘(入院例に限る)																																																				
(3)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	(14)先天性風しん症候群																																																				
(4)急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ヘンセラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)	(15)梅毒																																																				
(5)クリプトスポリジウム症	(16)播種性クリプトコックス症																																																				
(6)クロイツフェルト・ヤコブ病	(17)破傷風																																																				
(7)劇症型溶血性レンサ球菌感染症	(18)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症																																																				
(8)後天性免疫不全症候群	(19)バンコマイシン耐性腸球菌感染症																																																				
(9)ジアルジア症	(20)風しん																																																				
(10)侵襲性インフルエンザ菌感染症	(21)麻しん																																																				
(11)侵襲性髄膜炎菌感染症	(22)薬剤耐性アシネトバクター感染症																																																				
上	361	5.1.1	上から12・13行目	$\mu$ : 気体の粘度(20°Cの空気の粘性係数 $1.81 \times 10^{-4} \text{Pa}\cdot\text{s}$ ) $\nu$ : 動粘度(20°Cの空気の動粘度 $1.56 \times 10^{-4} \text{m}^2/\text{s}$ )	$\mu$ : 気体の粘度(20°Cの空気の粘性係数 $1.81 \times 10^{-5} \text{Pa}\cdot\text{s}$ ) $\nu$ : 動粘度(20°Cの空気の動粘度 $1.56 \times 10^{-5} \text{m}^2/\text{s}$ )																																																
上	504	5.3.3	表5-3-3(2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>吸光度を測定する方法</th> <th>吸光度法</th> <th>mg/m<sup>3</sup>(2)</th> <th>透過光量を吸光度計で測定する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	吸光度を測定する方法	吸光度法	mg/m <sup>3</sup> (2)	透過光量を吸光度計で測定する					<table border="1"> <thead> <tr> <th>吸光度を測定する方法</th> <th>吸光度法</th> <th>mg/m<sup>3</sup>(2)</th> <th>透過光量を吸光度計で測定する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	吸光度を測定する方法	吸光度法	mg/m <sup>3</sup> (2)	透過光量を吸光度計で測定する																																				
吸光度を測定する方法	吸光度法	mg/m <sup>3</sup> (2)	透過光量を吸光度計で測定する																																																		
吸光度を測定する方法	吸光度法	mg/m <sup>3</sup> (2)	透過光量を吸光度計で測定する																																																		
下	57	6.3.5	上から9行目	架橋ポリエチレン・ポリブテン管は接着剤で...	架橋ポリエチレン管・ポリブテン管は接着剤で...																																																
下	91	6.4.8	下から3行目	逃し弁は1月に1回, レバーハンドルを操作させて作動を確認する。	逃し弁は必要に応じてレバーハンドルを操作させて作動を確認する。																																																
				※修正根拠: JIS B 8210(ボイラ用の蒸気安全弁)が2009年改訂され, 必須だった揚弁レバーの設置が削除されたことによる。																																																	
下	136	6.7.2	表6-7-2(5)注2)	...および給排水設備基準・同解説2006年...	...および給排水設備技術基準・同解説2006年...																																																
下	201	6.11.1	表6-11-1(1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配膳</th> <th>コードテーブル</th> <th>冷蔵庫兼作業台</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯せん器</td> <td>ポット・寸銅の加熱</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>沸かし器</td> <td>給茶用</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	配膳	コードテーブル	冷蔵庫兼作業台						湯せん器	ポット・寸銅の加熱		○	○	○	○	○	沸かし器	給茶用		○	○	○	○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配膳</th> <th>コードテーブル</th> <th>冷蔵庫兼作業台</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湯せん器</td> <td>ポット・寸銅の加熱</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>湯沸かし器</td> <td>給茶用</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	配膳	コードテーブル	冷蔵庫兼作業台						湯せん器	ポット・寸銅の加熱		○	○	○	○	○	湯沸かし器	給茶用		○	○	○	○	○
配膳	コードテーブル	冷蔵庫兼作業台																																																			
湯せん器	ポット・寸銅の加熱		○	○	○	○	○																																														
沸かし器	給茶用		○	○	○	○	○																																														
配膳	コードテーブル	冷蔵庫兼作業台																																																			
湯せん器	ポット・寸銅の加熱		○	○	○	○	○																																														
湯沸かし器	給茶用		○	○	○	○	○																																														

巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正
下	315	7.5.4	上から3行目	使用済み食用油などがほとんどを占める。古紙は専ら・・・	など）がほとんどを占める。古紙は専ら・・・
下	321	7.5.5	下から4行目	であれば収集運搬が可能という廃棄物処理法の特例がある。	であれば収集運搬が可能という廃棄物処理法の特例がある。 小売業による引き取りにあたっては、リサイクル法に基づくマニフェスト、産業廃棄物業者による再生利用や処理にあたっては、廃棄物処理法に基づくマニフェストの使用が義務
下	323	7.6.1	側注 ◎原単位	建築物における廃棄物の発生量を把握する際に、「床面積1㎡当たり」や「在館人員1人当たり」など、・・・	建築物における廃棄物の発生量を把握する際に、「床面積1㎡当たり」や「在館人員1人当たり」、「乗降客1人当たり」など、・・・
下	336	7.6.2	上から13行目	液の付着したもの等の感染性の特別管理廃棄物は焼却、・・・	液の付着したもの等の感染性の特別管理廃棄物は、 <u>直接埋立処分が禁止されており</u> 、焼却、・・・
下	392	8.1.5	側注※	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律・・・	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律・・・
下	341	7.6.3	図7-6-3(1)		
下	420	8.3	上から2行目	これを調査のための用具、薬剤散布・捕虫、防鼠・捕鼠のための・・・	これを調査のための用具、薬剤散布・捕虫、防鼠・捕鼠のための・・・
付録	80		下から15行目	収集・運搬設備、貯留設備その他の廃棄物処理については、・・・	収集・運搬設備、貯留設備その他の廃棄物処理設備については、・・・